2024.01
第 3 号

令和５年度　第４回島根県議会（第３回定例会）

岸みちぞうの県政レポート

民主県民クラブ　県知事要望の提出（2023. 12. 21）

《目 次》

令和5年度（2023）第4回島根県議会（第3回定例会）・・・・・・・・・・・・ 2
◇審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇環境厚生委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
◇決算特別委員会（全体会） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
◇令和5年度島根県一般会計補正予算の概要・・・・・・・・・・・・・・ 16
◇地方創生・行財政改革調査特別委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

令和5年度(2023)第4回島根県議会(第3回定例会)

会　期　令和５年11月27日(月)　～12月21日(木)(25日間)

11月27日(月)　議会運営委員会
本会議(知事提出議案上程・説明、議員提出議案上程・説明、委員会付託)
総務委員会、防災地域建設委員会、環境厚生委員会、農林水産商工委員会
本会議(常任委員長報告、質疑・討論・表決)
決算特別委員会(分科会)

11月28日(火)　全員協議会
総務委員会

12月４日(月)　議会運営委員会
本会議(一般質問：１日目)

12月５日(火)　本会議(一般質問：２日目)

12月６日(水)　各派代表者会議
本会議(一般質問：３日目)

12月７日(木)　本会議(一般質問：４日目)

12月８日(金)　議会運営委員会
本会議(一問一答質問：１日目)

12月11日(月)　本会議(一問一答質問：２日目)

12月12日(火)　本会議(知事提出議案上程・説明、議員提出議案上程・説明、表決、委員会付託)
広報委員会

12月13日(水)　総務委員会

12月14日(木)　総務委員会、防災地域建設委員会、環境厚生委員会、農林水産商工委員会

12月18日(月)　地方創生・行財政改革調査特別委員会

12月19日(火)　中山間地域・離島振興特別委員会
決算特別委員会(全体会)

12月21日(木)　本会議(知事提出議案上程・説明、議員提出議案上程・説明、委員長報告、質疑・討論・表決)

審議状況

令和５年度第３回定例会では、初日に執行部から「令和５年度一般会計補正予算（第６号）」「令和５年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」「令和５年度島根県病院事業会計補正予算（第２号）」「令和５年度島根県一般会計補正予算（第７号）」など予算案17件、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」「特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」「島根県営住宅条例の一部を改正する条例」など条例案８件、「当せん金付証票の発売について」「島根県畜産技術センターによる生乳への洗浄水混入に係る損害賠償について」など一般事件案４件が上程されました。また、議員提案として「議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例」１件が上程され、条例案はあわせて９件となりました。そして、人事委員会勧告を踏まえた給料および諸手当などに係る議案については、12月１日を基準日として所要の改正を行う必要があることから、それぞれの委員会に付託のうえ初日に先議され、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など６件の条例案、「令和５年度一般会計補正予算（第６号）」など13件の予算案は、全員賛成または賛成多数により、初日に可決されました。そのほか、島根原子力発電所１号機廃止措置計画の変更に係る事前了解に関する事項の調査について、防災地域建設委員会委員長報告があり、賛成多数により承認されました。また、諸般の報告とともに提案理由の説明がありました。その後、４日間にわたり12名の議員から一般質問、２日間にわたり11名の議員から一問一答質問があり、議論が展開されました。

12月12日には、執行部より「令和５年度島根県一般会計補正予算（第８号）」「令和５年度島根県流域下水道事業会計補正予算（第４号）」の予算案２件が追加上程され、予算案はあわせて19件となりました。また、議員提案により「知事の専決処分事項の議決の一部改正について」「パレスチナ地域における人道支援に関する決議」が提出され、一般事件案はあわせて６件となりました。そして、「パレスチナ地域における人道支援に関する決議」については、同日審議され、全員賛成により採択されました。

最終日には、執行部より「島根県収用委員会委員任命の同意について」、議員提案により「戦没者遺族の処遇改善を求める意見書」が追加上程され、一般事件案はあわせて８件となりました。そして、各委員長報告、討論、表決が行われ、９月議会で決算特別委員会に付託されていた「令和４年度の決算の認定について（一般会計及び特別会計）」など決算認定案７件を含め、すべての議案、請願について、委員長報告の原案のとおり全員賛成または賛成多数により可決または採択および認定されました。なお、採択された意見書は、関係機関に送付されることとなりました。

◇一般質問◇

質問１　自転車および特定小型原動機付自転車における ヘルメット着用の努力義務化について

道路交通法の一部改正により、2023年４月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車を運転するすべての人がヘルメットを被ることに努めなければならないと同時に、同乗する方にもヘルメットを被らせるように努めなければなりません。

そして、2023年７月１日からは、原動機付自転車の中でも一定の要件を満たすものが特定小型原動機付自転車と定義されました。電動キックボードやモペッドなどがこれにあたる可能性があります。16歳以上であれば免許がなくても乗ることが可能であり、車道または自転車道を通行しなければなりません。また、公道を通行するにあたっては、車両が道路運送車両の保安基準に適合し、ナンバープレートを取り付け、自賠責保険に加入しなければなりません。しかしながら、ヘルメットの着用は自転車と同様に努力義務となっています。特定小型原動機付自転車は、近年、都市部を中心に便利な移動手段として関心が高まってきており、今後、さらに普及していくことが予測されます。

警察庁の調べによると、2018年から2022年までに発生した自転車事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っており、このうち96％はヘルメットを着用していなかったという結果が出ています。そして、ヘルメットの着用状況による致死率では、非着用時の死傷者に占める死者の割合は、着用時と比べて約2.3倍も高くなっていることが明らかになっています。また、今年7月に自転車乗車時のヘルメット着用率の全国一斉調査が実施され、全国平均で13.5％であることが公表されています。法改正前に実施された調査の4.0％と比べると着用率は大きく上昇しましたが、各都道府県では、大きな開きがあるのが実情です。こうした中、島根県のヘルメット着用率は、11.3％で全国17位となっており、決して低い順位ではありませんが、全国平均をやや下回る結果となっています。

ヘルメットの着用率をさらに向上させ、死傷リスクを低減させるためには、交通安全対策協議会、自転車商組合、高等学校など、関係機関と連携したさらなる取組の強化が必要だと考えます。中でも、高校生への啓発は重要だと思います。県内の中学校では自転車乗車時のヘルメット着用率はほぼ100％だと思われますが、高校生の着用率は非常に低い状況にあると感じています。高校生の着用率を高めることにより、一般の方にも着用への意識が高まり、その波及効果は大きいと言えます。

ヘルメットの安全基準適合性への対応も必要となっています。現在のところ、自転車および特定小型原動機付自転車乗車時に着用するヘルメットが満たすべき安全性などに関する公的な規格基準は定められていません。適合マークが表示されていなかったヘルメットに関するテスト結果からは、衝撃吸収性、保持装置の強度・性能など、国内における任意の安全基準であるSG基準を満たしていないものが多く確認されています。安全性の高いヘルメット着用を勧める啓発が必要だと思います。

また、自転車事故に備える保険加入も進めていく必要があると考えます。事故に遭うだけではなく、自身が事故を起こして賠償金が発生した自転車事故は増えつつあります。現在、自転車事故に備える保険加入を義務化（一部は努力義務化）する条例を制定している都道府県は、全国の

約7割にも上っています。そして、自転車事故の交通事故に占める割合が年々高くなっている状況からも自転車保険への加入を義務化する条例制定について、検討すべき時期にきているのではないかと考えます。６点について伺います。

その1 県内における特定小型原動機付自転車の普及台数

その2 法改正による交通ルール啓発の取組の現状

その3 県内の自転車におけるヘルメット着用率の現状と評価、自転車事故の死傷者数などの推移

その4 高校生における着用率と啓発の取組、課題

その5 安全性の高いヘルメット購入への啓発

その6 自転車保険への加入を義務化する条例制定の考え

答弁　藤井地域振興部長

その1について

11月末現在、９市町で合計26枚が交付されています。現在のところ県内での普及台数は少数ですが、今後台数が増加することも考えられます。

その2について

努力義務化が開始される前の取組として、ヘルメット着用が努力義務になることを注意喚起するチラシやリーフレットを作成し、自転車販売店や高等学校を中心に配布するなど周知を図っています。４月以降の取組としては、春、秋の交通安全運動や５月の自転車マナーアップ月間に、自転車利用の基本的なルールを示した自転車安全利用五則のチラシやポスターを作成、配布、各種メディアを活用した情報発信を行っています。また、交通安全協会や交通安全母の会などの関係団体、機関とともに街頭啓発活動を実施しています。

答弁　中井警察本部長

その3について

自転車乗車用ヘルメット着用率は、全国的に見れば低くはありませんが、引き続き着用促進を図る必要があると考えています。なお、調査は通勤通学時間帯の１時間、JR松江駅、JR出雲市駅周辺の２か所、また夕方前の１時間、松江市内のショッピングセンター周辺２か所で目視確認により実施し、駅周辺での

着用率は14.4%、ショッピングセンター周辺での着用率は6.3%となっています。自転車が関与する交通事故における死者数、負傷者数は、令和２年は死者数３人、負傷者数97人、令和３年は死者数１人、負傷者数101人、令和４年は死者数１人、負傷者数104人となっています。引き続き関係機関、団体などと連携し、ヘルメット着用の効果を訴える広報啓発や街頭での声かけなどを通じてヘルメットの着用を働きかけます。

答弁　野津教育長

その4について

自転車通学を行っている生徒のうち、ヘルメットを着用して登下校している生徒がいる高校について確認したところ、10月時点では35校中22校でした。ヘルメット着用の周知、着用を促進するため、各学校あてに年度末、年度初めのほか交通安全週間に合わせて通知するなど、複数回周知を図っています。また、全校集会やPTA総会での説明、新入生とその保護者に対するプリントの配布、交通安全教室や交通安全指導などを通じて周知、啓発に努めています。引き続き、その重要性を踏まえ、自転車乗車時の生徒の安全が確保されるよう周知、啓発に努めます。

答弁　藤井地域振興部長

その5について

マークの表示されたものの使用に努めていただくことも含め、着用率が上がるよう啓発を継続します。なお、島根県交通安全協会が割引価格での販売を行っており、ヘルメット着用の啓発にあたり、周知に努めます。

答弁　丸山知事

その6について

他の都道府県と同様に、保険の加入について罰則を設けずに義務または努力義務として規定した場合、加入することが望ましいという広報効果は期待できますが、条例による義務または努力義務である以上は、加入しなければいけないと考えて保険に加入される方、また罰則がないのであれば加入する必要はないと考えて加入しない方もあります。県民によって条例に対する受け止め方が大きく異なることから、非常に曖昧な状況をつくりかねない条例の規定の仕方は望ましくないと考えています。そして、自転車利用者に主な原因があるとされた人身事故の件数は、過去５年間で見ても最も多い年で８件という状況です。したがって、県民の皆さまに罰則付きの条例によって自転車保険の加入を義務づけるという段階に至っているとは言い難いのではないかと考えています。一方で、被害者救済という観点から、事故を起こさないための交通安全対策の推進が重要です。引き続き警察や教育委員会などの関係機関と連携し、事故をなくすための取組を進めていく考えです。

私はこう考える!

今回の法改正の背景には、全国の交通事故に占める自転車関連事故の割合が年々増加し、2022年には23.3%と過去20年で最も高くなっている現状があります。また、自転車乗車時の交通事故から命を守るには、頭部を守るヘルメットを着用することによって交通事故で死亡する確率を確実に下げることができることにあります。

努力義務のため法的拘束力はありませんが、今後どのようにヘルメットの着用率が推移するかが注目されます。利用者自らの安全を守るためにもヘルメット着用への啓発を強化していく必要があります。また、ヘルメットの着用だけでなく、自転車に乗るうえでの交通ルールの遵守、徹底の取組も重要です。自転車と自動車の事故では、その８割近くで自転車側のルール違反がみられており、警察庁では、「自転車安全利用五則」のリーフレットを作成し、その啓発に努めています。

そして、自転車保険未加入者への罰則規定を設けている都道府県はないものの、自転車事故のリスクに対し、自転車保険に加入する必要性を県民に理解していただく取組を強化していく必要があると考えます。本年、実施された損保会社の調査によると、島根県の自転車保険加入率は49.3%で、全国39位となっています。また、自転車保険加入を条例によって義務化していない県は、島根県を含めて14県であり、その加入率はいずれも全国で下位に位置しています。県内での自転車または特定小型原動機付自転車乗車時におけるヘルメット着用の意識がさらに高まるとともに、交通ルールの遵守により、事故件数や死傷者数が一層減少することを期待します。

質問２ 有害鳥獣対策について

農林水産省が本年10月に公表した2021年度の全国の野生鳥獣による農作物被害額は約155億円、被害面積は約３万３千ha、被害量は約46万２千tとなっています。全国的には、2012年度の約239億円をピークに減少傾向にあるものの、各方面への被害は依然として大きなものがあります。農作物被害では、特に多いのがシカとイノシシによる被害です。割合は、シカが41.2%、イノシシが37.1%となっており、被害額の約６割がこの二種によって引き起こされています。

野生鳥獣被害の主な要因として、荒廃農地の増加があげられています。後継者不足や高齢化などにより、耕作を放棄するケースが増加しています。このような環境下には野生鳥獣が住みやすいため、被害を助長することになることから、荒廃農地の拡大を防ぐ対策のさらなる強化が必要であると考えます。

国では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」として、侵入防止柵の整備や広域的な取組などに加え、鳥獣被害対策実施隊などによる地域ぐるみの被害防止活動などに対し、ソフト事業10/10、ハード事業１/２以内での支援を行っています。また、島根県でも「有害鳥獣

被害対策補助金」として、加工処理施設の整備・改修、有害捕獲個体の捕獲奨励金などのジビエ活用、中国山地のニホンジカ、サル、外来種および鳥類など新たな鳥獣被害対策、捕獲体制構築に必要な研修会および狩猟免許取得促進などの取組、必要な柵の設置、維持管理などの省力化といった農業者主体の鳥獣被害対策に係わり、総事業費から国庫補助金額を除いた市町村負担の１/２以内または１/３以内での支援を行っています。

令和２年度から令和６年度を計画期間とする「島根県農林水産基本計画」では、鳥獣被害対策を推進することによって農作物被害の減少をめざし、環境管理と有害鳥獣の捕獲を組み合わせながら、農業者を中心に関係者が連携して対策を強化することとしています。具体的な取組として、①「被害ゼロ」に向けた地域づくり②新たな鳥獣被害対策③捕獲の担い手の確保・育成、体制構築④ジビエ活用に向けた連携体制の構築の４つが掲げられています。そして、この計画期間の中で最終的にめざすべき姿として、地域ぐるみで被害対策に取り組む意欲のある集落の被害額を全体で５割以上削減する目標が設定されています。

また、これまでの進め方の課題として、鳥獣対策と現場の実態がマッチしていないことがあげられています。その根本的な要因として、「鳥獣対策の主体は市町村」という認識のもと、県自らが主体的に状況を分析し、対策をしてこなかった点にあるとされています。そして、市町村を中心に構築されている鳥獣捕獲体制についても本来主役となるべき農業者や地域住民の参画を誘導しきれず、本来「狩猟」を目的とする組織である猟友会に頼ってきたことにより、被害軽減のために「捕獲」を進めようとする農業関係者との意識のズレが生じていたケースもみられると整理されています。８点について伺います。

その1 県内の野生鳥獣による農林作物被害の現状

その2 荒廃農地の拡大を防ぐ現状の取組と課題、荒廃農地面積の推移

その3 交付金および補助金の活用状況と成果

その4 「被害ゼロ」に向けた地域づくりにおける取組の成果と課題

その5 新たな鳥獣被害の対策と現状、課題

その6 捕獲の担い手確保・育成、体制構築に向けた取組の成果と課題

その7 ジビエ活用に向けた連携体制構築の現状と課題

その8 市町村および農業者、地域住民とどのように向き合ってきたのか

答弁　野村農林水産部長

その1について

令和４年における県内の被害総額は、約0.7億円となっています。被害額の内訳として、イノシシによる被害が87％、サル５％、鳥類が３％、ニホンジカ２％などとなっています。最近の被害額の状況は、0.7億円台から0.8億円台の範囲で推移し、獣種ごとの傾向としては、イノシシ被害は横ばい、サルとニホンジカの被害は増加傾向にあります。

その2について

荒廃農地の直近３年間の推移は、令和元年度は約0.67万ha、令和２年度は約0.68万ha、令和３年度は約0.71万haと増加傾向です。県内の総農地面積約4.3万haに対する荒廃農地面積の割合は16％程度となっています。鳥獣被害が拡大する要因の一つと考えられることから、農地への野生動物の侵入被害を防止しつつ、農業生産が継続されるよう、生産振興のほか中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度により、草刈りや道路、水路の維持管理など農地保全のための取組に対して支援を行っています。また、これらの制度による取組を複数の集落で広域的に実施できる体制づくりを推進しています。

その3について

国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用状況は、令和２年度から４年度までの３年間で、有害鳥獣捕獲奨励金などソフト事業が約1.8億円、侵入防止柵の整備などハード事業が約1.9億円、合計で約3.7億円の活用実績があり、12市町に交付しています。県の補助事業である島根県有害鳥獣被害対策補助金の活用状況は、令和３年度から４年度までの２年間で合計約400万円の活用実績があり、５市町に交付しています。

その4について

令和３年度から、鳥獣被害防止の効果を高める活動に取り組む意欲があり、かつ産地形成の観点から支援が必要と考えられる集落や農業法人を「被害ゼロ地域」として指定し、農業普及員や鳥獣対策の専門知識を持った職員が集落の農家と共同で被害対策の企画と実行、対策の振り返りや改善策の検討まで行う取組を始めています。令和４年度末までの実績として、東部圏域で31か所、西部圏域で42か所、隠岐圏域で１か所、合計74か所を支援しています。成果として、取組前と比べた削減率は令和４年度では平均58％となっています。市町村が支援する「被害ゼロ地域」は、東部圏域で43か所、西部圏域では24か所、合計67か所の地域が設定されています。今後は市町村による被害対策推進の体制づくりへの支援や県との役割分担について検討していく必要があると考えています。

その5について

ニホンジカの令和４年度末の推測生息頭数は、約2,700頭から約6,500頭の範囲となっています。令和４年度の農林業被害は、造林地の苗木や稲の食害など、合計500万円となっています。中国山地近隣の市町と連携して捕獲対策を進め、令和４年度の捕獲実績は855頭となっています。課題として、シカを効率的に捕獲できる技術者が少ないことや捕獲後の殺処分や埋却の

負担感が大きく、担い手確保が難しいことがあげられます。関係市町と連携し、シカを積極的に捕獲する意欲のある農家や森林組合、猟友会メンバーの方をシカ捕獲専属チームとして結成し、技術習得や活動経費への支援を行っているほか、捕獲現場で迅速に処理できる簡易な埋却施設の整備などの取組を行っています。

ツキノワグマは、養蜂や果樹への農業被害が発生するほか、平成30年度以降は西部圏域で毎年２件前後の人身被害が発生していることから、特に県民の方々の人身被害防止は極めて重要な課題であると考えています。一方、本県のツキノワグマは、繁殖力が弱いため一旦生息頭数が減少するとその回復が困難であることなどから、狩猟の禁止やレッドリストの中で絶滅のおそれがある地域個体群に指定されています。生息状況に一定の配慮を行いつつ、人身被害の防止を第一に対策を講じています。市街地や農業集落など人の生活圏に出没した場合には、県が有害捕獲許可を速やかに出し、檻や罠を設置して捕獲、駆除を行っています。県内のツキノワグマの推定生息頭数は、約770頭から1,950頭の範囲となっています。引き続き、クマに遭遇しないための注意点や遭遇した場合の対処方法など、市町村とともに県民の方々への注意喚起を徹底します。

アライグマは、県内で平成16年に益田市で初めて確認されて以降、西部圏域を中心にメロンや果樹などの農業被害が拡大し、直近の３年間では、毎年の捕獲頭数は100頭台から300頭台の範囲で増加傾向にあります。東部圏域でも目撃数や被害が増加しており、アライグマが住み着きやすい箇所をマッピングした地図を公開するなど、効率的、効果的な捕獲を推進しています。

その6について

地域が主体となった被害防止の取組を推進するため、農家や住民の方々が狩猟免許を速やかに取得できるよう、免許試験の開催数を増やし、事前講習会を毎年複数回実施するなどしており、令和２年度から４年度までの３年間で976人の新規の免許取得者を確保しています。また、各市町村の有害鳥獣捕獲実施隊は12市町で設置され、県として鳥獣専門職員が助言、指導を行うなどの支援を行っています。一方、捕獲の担い手の高齢化や、初めて免許を取得された方は捕獲の経験やノウハウがなく、即戦力として活躍できないことが課題となっています。若い層への受験促進に注力し、60代未満の方の免許取得者の人数を令和４年度は10％程度増加させたほか、ベテランハンターからの技術伝承、指導体制の構築を図ります。

その7について

イノシシのジビエ活用は、農地周辺で有害捕獲された個体の多くは埋却などで処分されており、その負担感から捕獲が十分には進みにくい状況にあります。こうした中で、県内のジビエ処理加工施設の中には、地域で有害捕獲されたイノシシを捕獲現場まで集荷しに行く取組が拡大し、令和４年度の有害捕獲イノシシの活用率は18.7％と増加している状況にあります。一方で、肉の流通、販路の確保、処理加工施設に運搬する際に捕獲個体の鮮度をいかに保つかといった課題があります。加えて、令和４年度には県内でも豚熱が野生イノシシの中で発生したことにより、ジビエ活用の推進に支障となっています。ジビエ事業者による販路開拓への取組や保冷庫などの導入を支援することでジビエ活用を推進するとともに、ジビエ処理加工施設に対する豚熱対策に必要な施設整備の支援、民間事業者における血液PCR検査の実施や検査体制の強化などを進め、円滑なジビエ利用の体制整備を図り、有害捕獲個体の有効活用につなげたいと考えています。

その8について

令和２年度に策定した計画では、鳥獣被害対策を重点推進事項の一つとして位置づけ、県としても市町村任せにせず、積極的な取組を推進することとしました。令和２年度以降の主な取組として、地域ぐるみで意欲的に被害対策に取り組もうとしている地域に対し、県の農業部の職員や鳥獣専門職員が一年を通して定期的に訪問し、農家や住民の方々とも意見を交わしながら現状の課題を分析し、対策を企画、実施してきました。さらに、対策の効果測定や改善点の検討も行い、地域が自立的に対策を実施できるよう寄り添いながら支援を行うことで成果も着実に現れています。今後、基本計画の改定に向けて県や市町村の取組状況を検証し、鳥獣被害のさらなる削減を図る取組を検討していく考えです。

私はこう考える!

特に被害の多いシカ・イノシシの生息域は拡大傾向にあるようです。最大の原因として考えられているのが、温暖化に伴う冬場の高温化や積雪量の減少と言われています。シカ・イノシシは繁殖力が強いため、暖冬により子どもの死亡率が低下することで個体数が急増していると考えられます。そして、かつては里山として、多くの人が住んでいた地域でも人口の減少や高齢化、生活スタイルの変化によって人々の活動が低下している地域が多くあります。人間の気配が薄れた地域では、動物たちの生息域と人間の生活圏内の境界線がとても曖昧になっています。そのため農村だけではなく、平野部・市街地にも鳥獣被害が及ぶようになっています。

野生鳥獣による被害は、農作物以外にも深刻な影響を与えています。人的被害や家屋被害のほか、道路の法面を崩して補修が必要となるなど、生活環境被害、捕食や習慣により生態系が崩れてしまう生体被害などにも及んでいます。そして、営農意欲の減退、荒廃農地の増加にもつながっており、被害額として数字に表れる以上の影響を農山村に与えていると言えます。

こうした状況を改善していくためには、集落単位での問題意識と課題解決に向けた情報共有が何より必要だと感じています。野生鳥獣は、適切に防止柵が設置をされていない、あるいは一部に未設置区域があれば、侵入して田畑を荒らし農作物に被害を与えます。対策として効果的と言われる草むらの除草、放棄果樹の撤去なども含め、農業者のみならず集落で課題を共有し、一体となった取組が必要です。そのためには、最も実情を把握している市町村と連携のもと、解決意欲のある集落などに対し、適時、鳥獣専門員を派遣してアドバイスや補助制度の周知を図り、対策を講じていくことが何よりも重要であると考えます。地域の取組を継続的に支援していくことにより、効果的な対策につながることを期待します。

環境厚生委員会（11月27日、12月14日開催）

11月27日には、予算案４件が付託されました。これらの議案は、いずれも島根県人事委員会の勧告を受けた給与改定に基づく給与費などを補正するものです。

「令和５年度島根県一般会計補正予算（第６号）」は、環境厚生委員会所管分を審査しました。健康福祉部では、１億3,276万３千円追加し、予算総額を1,056億9,892万１千円、環境生活部では、2,330万４千円追加し、予算総額を75億8,863万５千円とするものです。

「令和５年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出をそれぞれ46万９千円増額し、予算総額を627億3,171万１千円とするものです。

「令和５年度島根県病院事業会計補正予算（第２号）」は、県立中央病院予算について、総収益を281万１千円追加し、総額を204億78万３千円、総費用を２億6,349万２千円追加し、

総額を210億2,244万２千円とするものです。また、県立こころの医療センター予算について、総収益を48万１千円追加し、総額を26億525万８千円、総費用を3,487万３千円追加し、総額を29億2,744万８千円とするものです。

「令和５年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出をそれぞれ17万３千円追加し、予算総額を４億4,628万６千円とするものです。

環境厚生委員会での審議

審査の結果、４件の予算案は、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定されました。

12月14日には、条例案２件、予算案２件、一般事件案１件、陳情１件が付託されました。

条例案の「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例」は、法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当などについて所要の改正を行うものです。これにより、令和６年４月１日から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなります。

「島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、引用する条項の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の結果、条例案２件は、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定されました。

予算案の「令和５年度島根県一般会計補正予算（第７号）」は、環境厚生委員会所管分が付託されました。地元関係者との調整に不測の日数を要したことによる「隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費」4,688万１千円、資材納入の遅延などにより不測の日数を要したことによる「しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費」1,339万２千円が繰越明許費として補正されています。

「令和５年度島根県一般会計補正予算（第８号）」は、環境厚生委員会所管分が付託されました。健康福祉部所管事業では、食材価格高騰の影響を受けている県内の医療機関、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などに対し、応援金（食材料費）を支給する「医療機関及び社会福祉施設等に対する食材料費緊急支援事業」５億837万７千円、エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人などが取り組むエネルギー効果が高い設備投資などを支援する「高齢者・障がい福祉施設等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」の追加２億270万円、福祉現場の職員を対象に収入を引き上げるための補助金を医療機関、事業所などに交付する「医療・介護・福祉分野の職員に対する処遇改善」４億7,773万８千円、保育所などにおける性犯罪防止対策として、プライバシー保護のパーテーションやカメラなどの設置に必要な経費を支援する「保育所等における性被害防止対策事業」942万５千円が計上され、令和５年度健康福祉部予算を1,068億9,716万１千円とするものです。なお、環境生活部所管事業への補正予算の計上はありませんでした。

審査の結果、予算案２件は、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定されました。

一般事件案の「権利の放棄について《島根県障害者自立支援特別対策事業費補助金返還命令に係る返還金》」は、障がい者の工賃向上のため、障がい者就労施設から実習生を受け入れる企業などに対する県の補助事業について、交付決定したNPO法人の事業が実施

困難となるとともに法人が解散し、無資力またはこれに近い状態にあることから、返還命令に係る返還金の未償還額389万２千円およびこれに係る附帯債務の請求権を放棄するものです。

委員からは補助金に係った県や松江市が連携して早期に解決すべきであったとの意見や、今後に向けてさらなる検証が必要であるとの意見がありましたが、審査の結果、全員賛成により可決すべきものと決定されました。

陳情の「小規模民間保育所運営対策事業の継続と拡充、障がい児等保育事業の継続と市町村による支援の充実を求める陳情」は、地域の重要な福祉資源として、保育施設の質と機能の向上に向け、より一層こども・子育て施策が推進され、安定した財源が確保されるよう、国または県に対して要望するものです。

審査の結果、陳情の趣旨には賛同するものの、多くの財源を国に依存している現状から県単独での財源確保は難しいこと、また県としても国へ財源確保を要望している状況にあり、国においても次年度予算が検討されていることなどの理由から、全会一致で趣旨採択すべきものと決定されました。

決算特別委員会（全体会）（12月19日開催）

９月議会で決算特別委員会に付託された「令和４年度島根県病院事業会計決算の認定について」「令和４年度決算の認定について（一般会計及び特別会計）」など認定案件７件について、それぞれの分科会からの意見を踏まえ、全体会で審議されました。

「令和４年度島根県電気事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について」は、純利益が４億8,000万円余となりました。

審査の結果、全員賛成により認定すべきものと決定されました。

「令和４年度島根県病院事業会計決算の認定について」では、中央病院の損益の状況は、総収益が211億500万円余で、前年度に比べ2.7％の増、総費用は 202億6,400万円余で、前年度に比べ 2.5％の増となりました。前年度に比べ6,800万円余の損益改善が図られ、令和４年度の純利益は８億4,100万円余となり、未処分利益剰余金は６億3,100万円余となりました。こころの医療センターにおける損益の状況は、総収益が 26億900万円余で、前年度に比べ2.9％の減、総費用は26億9,900万円余で、前年度に比べ1.7％の増となりました。純損失は8,900万円余となり、未処理欠損金は2,200万円余となりました。

審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定されました。なお、県民誰もが平等に受診できるよう、紹介状のない受診時の加算料や差額ベッド代などの選定療養費の徴収は廃止すべきであるとの理由から、反対であるとの意見がありました。

「令和４年度島根県工業用水道事業会計決算の認定について」は、純利益が500万円余となりました。

審査の結果、全員賛成により認定すべきものと決定されました。

「令和４年度島根県水道事業会計決算の認定について」は、純損失が6,000万円余となりました。

審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定されました。なお、需要予測の見誤りにより水道料金が高くなっており、受水団体への資本費負担軽減を図るなど料金軽減対策を講じるべきなどの理由から、反対であるとの意見がありました。

「令和４年度島根県宅地造成事業会計決算の認定について」は、新たな分譲がなかったことなどから、総収益は１億2,300万円余となり、前年度と比べ80.2％の減となりました。総費用は３億1,000万円余となり、前年度と比べ8.3％の増となり、純損失１億8,600万円余となりました。

審査の結果、全員賛成により認定すべきものと決定されました。

「令和４年度島根県流域下水道事業会計決算の認定について」は、総収益は41億9,500万円余となり、前年度と比べ9.2％の減となりました。総費用は41億9,000万円余となり、前年度と比べ5.8％の減となり、500万円余の純利益となりました。

審査の結果、全員賛成により認定すべきものと決定されました。

「令和４年度決算の認定について(一般会計及び特別会計)」は、令和４年度の一般会計決算は、歳入総額が5,602億円余、歳出総額は 5,331億円余であり、前年度と比べ歳入は2.6％、歳出は2.1％の増加となりました。なお、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は205億円余の歳入超過となりました。また、証紙特別会計など13の特別会計を合算した歳入総額は2,428億円余、歳出総額は 2,328億円余であり、前年度に比べ歳入は0.3％、歳出は1.2％増加し、実質収支額は99億円余の歳入超過となりました。

審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定されました。なお、松江北道路事業は中止・見直しをし、防災・減災型公共事業を最優先すべきであること、島根原発の廃止を決断し、再生可能エネルギーの推進により新たな雇用と産業を創出すべきであること、また、人権団体への補助金は公平性を図るべき、後期高齢者医療保険や国民健康保険および介護保険については、利用者の負担軽減を充実すべきであるなどの理由から、反対であるとの意見がありました。

令和４年度決算に係る健全化判断比率は、実質赤字比率および連結実質赤字比率には該当がなく、実質公債費比率および将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、令和元年に策定された「中期財政運営方針」に基づく取組の成果として評価できます。しかしながら、エネルギー価格や物価高騰への対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備、国土強靭化のための公共事業など、今後も多くの財政負担が避けられない状況となっています。引き続き財政健全化・安定化に向けて着実に取り組んでいくことが必要です。

決算特別委員会での審議

◆ 令和５年度島根県一般会計補正予算の概要 ◆

11月定例会では、３件の補正予算が計上されました。

「令和５年度島根県一般会計補正予算（第６号）」は、島根県人事委員会の勧告などを踏まえ、職員の給与費および会計年度任用職員の報酬などの改定のために措置し、歳入歳出をそれぞれ22億円追加し、予算総額を5,077億円とするものです。なお、財源は地方交付税および繰越金により確保されます。

「令和５年度島根県一般会計補正予算（第７号）」は、エネルギー価格・物価高騰対策の期間延長のほか、早急に対応すべきものなどについて措置し、歳入歳出をそれぞれ10億円追加し、予算総額を5,087億円とするものです。主なものとして、県民生活を支えるため事業を継続している公共交通事業者に対する燃料の一部を期間延長して支援する「公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急支援事業」の追加2,328万３千円、種苗単価の値上げを抑制し漁業者の負担軽減を図るため、電気料金の一部を期間延長して支援する「種苗生産施設経費軽減緊急対策事業」の追加190万円、国の「安全確保交付金」を活用し、次年度以降実施する原子力災害時の避難の実効性を高める事業に充てるため、基金を積み立てる「発電用施設周辺地域振興基金積立事業」５億５千円、島根県土地開発公社が保有する斐伊川放水路事業残土処理用地を買い戻し、国民スポーツ大会の自転車競技などに活用する「斐伊川放水路事業残土処理用地の取得」４億1,401万１千円などがあります。なお、財源は国庫支出金および繰越金により確保されます。

「令和５年度島根県一般会計補正予算（第８号）」は、国の経済対策を受け、エネルギー価格・物価高騰対策や国土強靭化対策など、早急に対応すべきものについて措置し、歳入歳出をそれぞれ223億円追加し、予算総額を5,310億円とするものです。環境厚生委員会付託事業以外の主なものとして、LPガスの消費者に対し、利用料金の一部を期間延長して支援する「LPガス価格高騰緊急対策事業」の追加６億1,310万円、施設園芸や有機農業、スマート農業を推進するため、農業用ハウスなどの整備を支援する「燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業」の追加7,000万円、漁業経営の強化を図るため、省エネルギー・省コスト機器などの導入を支援する「水産業省エネ機器等導入緊急支援事業」の追加6,000万円、飲食・商業・サービス業などの事業者が取り組むエネルギー削減効果の高い設備投資などを支援する「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」の追加７億2,960万円、製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応などによる収益確保のために必要な設備投資などを支援する「ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業」の追加３億60万円、島根県立緑化センターにおいて採種園を整備するとともに、増産した苗木の広域流通に向けた体制づくりを行う「花粉の少ない苗木の生産拡大事業」9,339万３千円、防災・減災および国土強靭化のための対策を実施する「公共事業」182億8,610万２千円などがあります。なお、財源は国庫支出金、県債、地方交付税、繰越金などにより確保されます。

地方創生・行財政改革調査特別委員会（12月18日開催）

地方創生について、政策企画監室から３項目にわたり説明がありました。

「島根県の人口動態について」では、10月１日現在、推計人口は64万9,235人であり、前年と比べ8,607人減少し、このうち自然減が6,566人、社会減は2,041人となっています。少子・高齢化が進行し、０～14歳の人口のみならず、生産活動の中核をなす15～64歳の人口も減少傾向にあります。また、圏域別の人口では、出雲圏域に比べ石見圏域、隠岐圏域での減少度合いが大きくなっています。令和４年の島根県合計特殊出生率は1.57と全国４位となっていますが、近年は全国と同じ傾向で低下しています。生産年齢人口の減少や出生率の低下は、将来的にさらなる人材不足につながることから、向上させるために必要な施策はもとより、AI、RPAなどの活用を同時に進め、効率化を図る施策の充実を図っていく必要があります。

「島根創生計画の実施状況について」では、島根県総合開発審議会委員から提出された意見について説明がありました。主なものとして、県西部の経済施策の充実、市町村と連携した子育て支援、届けたい相手に届ける広報戦略、女性が輝くための施策の充実などの意見がありました。令和６年度には、新たな「島根創生計画」を策定していくこととなりますが、審議会での意見を踏まえ、必要な施策の充実を図っていくことが必要です。

「地方創生に関する県と市町村との意見交換について」では、すべての市町村と地方創生や人口減少対策に関する意見交換を行い、その主な意見について説明がありました。子育て支援では経済的な負担軽減策の必要性、結婚支援では他市町村との連携や広域でのイベント開催、仕事では若い女性の希望が多い事務系職種としてのIT企業をターゲットにした誘致、住まいでは空き家の質を向上させることによる空き家の流通促進、地元への愛着では子どもにふるさとの情報を届ける取り組みの推進などの意見がありました。県として、各地域のニーズを的確に把握したうえで予算措置していくことが必要です。

財政課からは、「令和６年度当初予算要求概要について」説明がありました。現時点における職員給与費および公共事業費を含まない令和６年度の一般会計当初予算要求額は2,708億300万円で、対前年度比93.3％となっています。このうち、新型コロナウイルスおよびエネルギー価格・物価高騰対策予算は、35億3,200万円、対前年度比13.2％と見込まれています。予算額の割合が高い健康福祉部予算が新型コロナウイルス対策関連の大幅な予算削減に伴い、対前年度比78％となっていることが大きな要因と言えます。一方、防災部では防災システム整備事業などにより、対前年度比127.4％、地域振興部では出雲縁結び空港周辺対策事業などにより、対前年度比137.1％、環境生活部では国民スポーツ大会開催準備事業などにより、対前年度比127.9％となっていることが特徴的です。また、要求段階で財源不足額として39億円が見込まれており、引き続きスクラップ・アンド・ビルドによる業務改善などにより、財源確保に努めていく必要があります。

特別委員会での質疑

編集後記

11月定例会では、島根県人事委員会の勧告などを踏まえた職員の給与費および会計年度任用職員の報酬などの改定のほか、エネルギー価格・物価高騰対策および国土強靭化対策のための一般会計補正予算が3件、総額255億円が計上され、審議されました。

労働者の賃金の向上を図ることはもとより、現在、国の交付金などを活用して実施しているエネルギー価格、物価高騰対策については、今後は県内経済の状況を踏まえつつ、独自財源を用いながら対策を講じていく必要性を感じています。国土強靭化も喫緊の課題です。元日には能登半島地震が発生し、多くの尊い命が失われています。近年、自然災害の激甚化が顕著になってきており、県内でも昨年は大雨による大きな被害が発生しました。いつ起こるともわからない自然災害に備え、防災・減災対策を継続していく必要があります。

9月議会で決算特別委員会に付託され、今議会で認定された令和4年度決算では、各委員からさまざまな意見が出されました。2月定例会では令和6年度の当初予算が上程されることになりますが、限られた財源の中、真に必要な施策に選択と集中を図っていくことが何より必要です。今後も県民の皆さまの生命と財産を守っていくために、積極的な意見反映に努めます。

www.michizou.net

ー 発行責任者 ー

島根県議会議員　岸　道三

〒693-0035　出雲市芦渡町437　TEL(Fax 兼用)0853-21-0621

E-mail:kishi.michizou@gmail.com